IFRS Sustainability

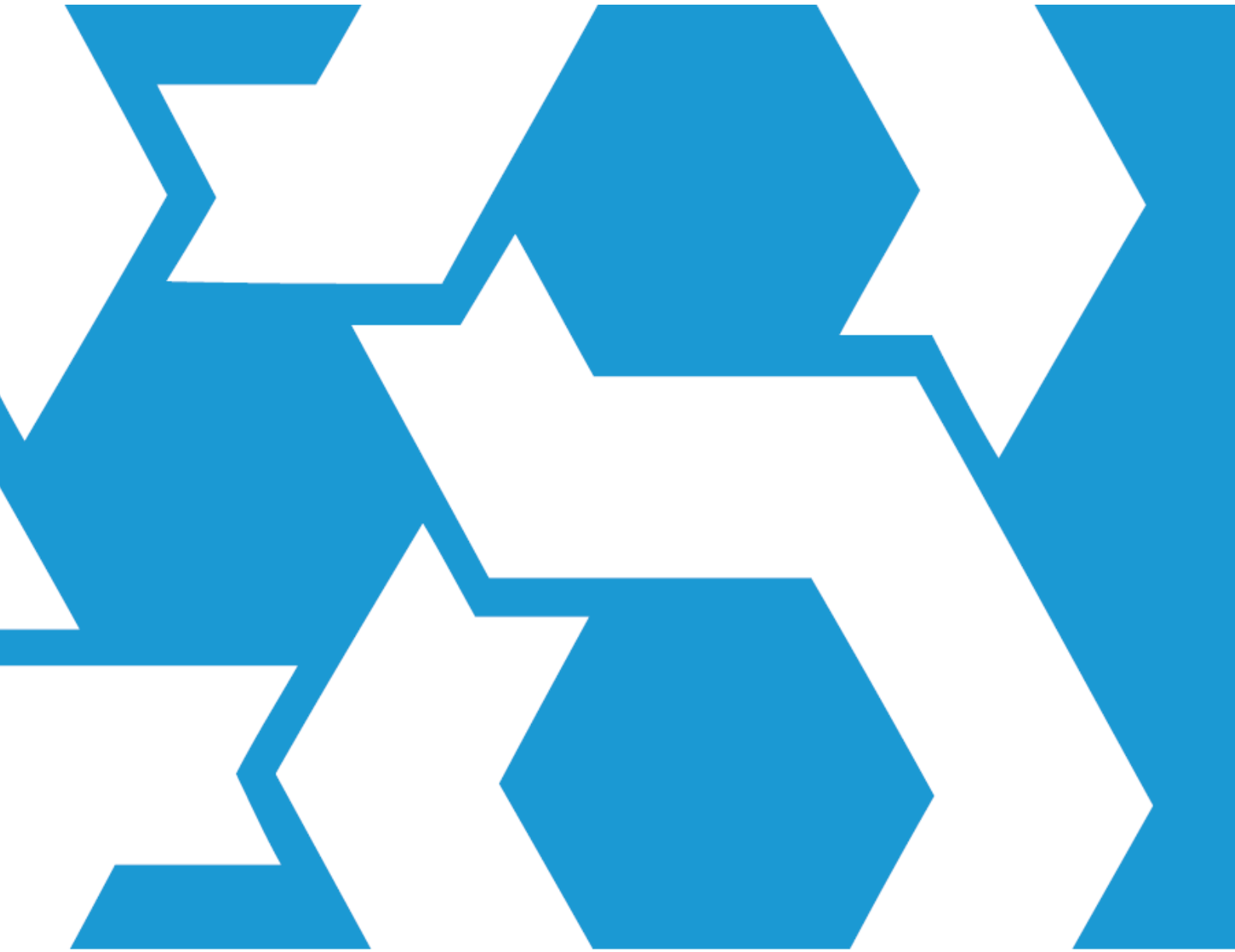
2026 年 10 月

公開草案

IFRS®サステナビリティ開示実務記述書

IFRSサステナビリティ開示実務記述書第1号
「自然関連開示」

コメント期限：2027 年 2 月 19 日



国際サステナビリティ基準審議会

SSBJ FASF

ISSB/ED/2026/1

公開草案

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号

「自然関連開示」

コメント期限：2027 年 2 月 19 日

Exposure Draft ISSB/ED/2026/1 is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by **19 February 2027** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidentiality. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licensing@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at https://shop.ifrs.org.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号

「自然関連開示」

コメント期限：2027 年 2 月 19 日

公開草案 ISSB/ED/2026/1 は、コメント募集のみを目的として国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表するものである。コメントは、**2027 年 2 月 19 日**までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.org に電子メール又は https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いを要求しない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© IFRS 財団 2026

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licensing@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ https://shop.ifrs.org への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device®ロゴ 、‘IAS®’、 ‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS®ロ ゴ 、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、 ‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び‘Sustainable Industry Classification System®’ が含まれている。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目　次

	開始ページ
はじめに	7
コメント募集	9
IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」［案］	20
目　的	20
位置付け	20
範　囲	20
自然関連のリスク及び機会の識別	20
つながりのある情報	21
コア・コンテンツ	22
準拠表明	27
付録	
A 用語の定義	29
B 適用ガイダンス	31
C 適用日及び経過措置	43
2026 年 10 月に公表された「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」［案］の ISSB による承認	44
付属ガイダンス（別冊参照）	
結論の根拠（別冊参照）	

© IFRS Foundation

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」（以下「本実務記述書」という。）［案］は、第 1 項から第 38 項及び付録 A から付録 C に示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表現している項は主要な原則を示している。付録 A で定義された用語は、本実務記述書で初出の際に下線付（原文は斜体）で表示している。その他の用語の定義は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に示されている。本実務記述書は、本実務記述書の目的及び「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』に関する結論の根拠」並びに IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の文脈に照らして解釈すべきである。

© IFRS Foundation

はじめに

ISSB は何を提案しているのか

IN1 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、自然関連のリスク及び機会（まとめて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会」という。）に関する情報の開示要求を提案している。

IN2 IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」（以下「本実務記述書」という。）［案］における提案は、自然関連のリスク及び機会に関する情報について一般目的財務報告書の主要な利用者（以下「主要な利用者」という。）のニーズを満たすための開示要求を開発するという、ISSB の基準設定プロジェクトから生じている。本公開草案は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の要求事項を基礎とし、追加的な要求事項を提案している。

ISSB が本公開草案を公表している理由

IN3 ISSB の 2023 年の情報要請「アジェンダの優先順位に関する協議」に対するフィードバックは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示の改善について、主要な利用者の間で非常に高い（significant）関心があり、その関心がますます高まっていることを示唆していた。主要な利用者は、これまで以上に投資意思決定に自然関連の情報を組み込もうとしており、自然関連のリスク及び機会に関して、より一貫性があり、比較可能で、検証可能な情報を要求している。

IN4 主要な利用者からの需要がますます高まっていることに対応して、ISSB は、2024 年 4 月に、自然関連のリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクト「生物多様性、生態系及び生態系サービス」（BEES）を開始することを決定した。その後、ISSB は、プロジェクトの範囲を変更せずに、プロジェクトの名称を「自然関連開示」に変更した。ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関連する主要な利用者に共通の情報ニーズ、それらのニーズに関連する現行の開示の不備、並びに主要な利用者にとってのこの情報の重要性（importance）を認識した。ISSB は、主要な利用者に共通の情報ニーズの多くは、自然に関連するものを含む、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される IFRS S1 号の全般的要求事項及びコア・コンテンツ領域、並びに「SASB スタンダード」などのガイダンスの情報源によって対処されていると結論付けた。しかし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、自然関連開示に固有の要求事項を提供していない。

IN5 その結果、2025 年 12 月、ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関連する主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するため、基準設定に移行し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を基礎として、これらのリスク及び機会に関する情報を開示するための要求事項を具体的に導入することを提案することを決定した。ISSB は、提案の開発にあたり、「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）」の提言、指標及び追加的なガイダンス（以下まとめて「TNFD フレームワーク」という。）を活用することを決定した。

ISSB が「実務記述書」の形式で要求事項を提案している理由

IN6 IFRS S1 号は既に、企業に対して、自然に関連するものを含め、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することを要求している。本実務記述書［案］は、主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するために、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に追加される要求事項を示

© IFRS Foundation

すことにより、自然関連のリスク及び機会に関する高品質で重要性がある（material）情報の開示を支援するように設計されている。

IN7 ISSB は、世界規模で進行中の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び採用に対する混乱（disruption）を最小化しながら、主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するための自然関連開示の要求事項を定めるため、「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに適用するために設計された「IFRS 実務記述書」を提案することを決定した。企業は、本実務記述書を適用せずに「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張することができる。「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する際に本実務記述書も適用する企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び本実務記述書の両方への準拠を主張することになる。

IN8 法域は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の採用法域であると記述されるために、本実務記述書の使用を義務付ける必要はない。しかし、「IFRS サステナビリティ開示基準」を採用する法域、又は国内の基準を開発するために「IFRS サステナビリティ開示基準」を他の方法で利用する法域は、企業に本実務記述書の適用を義務付けることを選択することができる。あるいは、法域は、本実務記述書を強制力のないものとして利用可能とすることを選択することもできる。

IN9 「IFRS 実務記述書」の形式で要求事項を提供することにより、ISSB は、時間の経過とともに自然関連開示の進展（developments）を評価し、適切な時期に（in due course）「IFRS サステナビリティ開示基準」の設計を検討することができるようになる。ISSB は、公開協議を行うことを条件に、後の段階で（at a later stage）自然関連のコンテンツを「基準書」（独立の基準又は IFRS S1 号の付録などの別の形式のいずれか）として公表する可能性がある。そのような意思決定は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び採用に関する世界規模の進捗状況や、本実務記述書の任意適用又は強制適用から得られる市場の経験を考慮する可能性がある。

誰が本実務記述書を適用することになるか

IN10 企業が本実務記述書の適用開始日又はそれより前に IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用している場合に、当該企業は、本実務記述書を適用することが認められることになる。しかし、企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するにあたり、本実務記述書を適用することは要求されないことになる。企業は、高品質な自然関連開示を提供するために、IFRS S1 号及び IFRS S2 号とあわせて任意で本実務記述書を適用する可能性、又は法域によって適用することを義務付けられる可能性がある。

本実務記述書はいつから利用可能となるか

IN11 本実務記述書［案］は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業において、その公表日から利用可能となることが提案されている。提案において、企業が初めて本実務記述書を適用する日が本実務記述書の適用開始日となり、その日は年次報告期間の期首でなければならないとしている。本実務記述書を適用する企業は、本実務記述書の適用開始日より前の期間について、本実務記述書において定められた開示を提供することを要求されないことになる。

次のステップ

IN12 ISSB は、本公開草案に対するフィードバックを検討し、どのように進めるかを決定する予定である。

© IFRS Foundation

コメント募集

ISSB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に「コメント提出者への質問」に関して募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

(a) 記載された質問に回答している。

(b) 関連する本公開草案の項を示している。

(c) 明確な論拠を含んでいる。

(d) 提案における文言のうち不明確又は翻訳が困難となるであろう文言を識別している。

(e) 該当がある場合には、ISSB が検討すべき代替案を含んでいる。

コメント提出者は、すべての質問に対して回答することは要求されない。ISSB は、質問に対する回答は次のことを考慮することを求めている。

(a) 本公開草案の（開示を作成する企業の）費用対効果と（企業への資源の提供に関する意思決定における一般目的財務報告書の主要な利用者の）意思決定有用性

(b) コメント提出者による提案がある場合、その費用対効果と意思決定有用性

(c) 本公開草案の提案が、IFRS S1 号及び IFRS S2 号とあわせて適用されること（IN10 項参照）

コメント提出者への質問

質問 1－全体的なアプローチ

本公開草案は、本実務記述書［案］の目的について、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するように企業を支援することとすることを提案している。

B1 項から B7 項は、本実務記述書［案］と「IFRS サステナビリティ開示基準」との関係を記述している。本実務記述書は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用しなければならない。IFRS S1 号は、既に、企業に対して、自然関連のものを含め、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することを要求している。本公開草案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完し、企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示に具体的に関連する要求事項を示している。企業は、本実務記述書を適用せずに、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張することができる。

B7 項は、特に本実務記述書と IFRS S2 号との関係を記述している。主要な利用者は、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会とのつながりを理解するための情報が必要であると示した。B24 項から B25 項は、自然関連のリスク及び機会と、気候関連のリスク及び機会とのつながりについて記述している。第 13 項は、企業の自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会とのつながり、並びにこれらのつながりが当該リスク及び機会との関連でどのように考慮されているかについて、主要な利用者が理解できるようにするための情報を提供することを企業に要求することになる。本実務記述書は、戦略、リスク管理、指標及び目標（targets）のコア・コンテンツ領域において、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会とのつながりを主要な利用者が理解できるようにするための、具体的な情報の開示を定めている。

(a) 本公開草案における提案は、本実務記述書［案］の目的を満たしていることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 本実務記述書の提案された要求事項について、IFRS S1 号、IFRS S2 号及び ISSB の産業別ガイダンス（「SASB スタンダード」及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」）とあわせ

© IFRS Foundation

て企業がどのように適用することになるかは明確か。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、どのような側面が不明確か。

(c) 本実務記述書及び IFRS S2 号を適用する企業が、企業の自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会とのつながりを主要な利用者が理解できるようにするために、情報をどのように考慮し、どのように開示することになるかは明確か。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、どのような側面が不明確か。

質問 2－用語の定義

本公開草案は、自然関連のリスク及び機会に関する開示の範囲を定め、関連する開示要求を定めるうえで不可欠と ISSB が判断した、用語及び概念のセットを提案している。本公開草案は、「環境資源」、「生態系サービス」、「自然関連のリスク」、「自然関連の機会」、「自然関連の物理的リスク」及び「自然関連の移行リスク」という用語を定義することを提案している（付録 A 参照）。「結論の根拠」の BC82 項から BC93 項は、提案の理由を記述している。

ISSB は、「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）」が使用している「環境資産」という用語ではなく、「環境資源」という用語を使用することを提案している。ISSB の見解では、「環境資産」は、企業に便益をもたらす潜在的な能力を有する自然環境の側面を対象としているものの、これらの側面が、一般に認められた会計原則又は会計実務（GAAP）における資産の定義を必ずしも満たすとは限らない。「結論の根拠」の BC84 項から BC86 項は、提案の理由を記述している。

ISSB は、「自然関連の物理的リスク」及び「自然関連の移行リスク」という用語を使用することを提案している。ISSB の見解では、自然関連の移行には、環境資源若しくは関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応することに関連する、さまざまな目的が含まれる可能性がある。これには、当該資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）が含まれる。ISSB は、本実務記述書における自然関連のリスクの範囲に自然関連の物理的リスク及び移行リスクの両方を含めるものとなるよう、その範囲の定義を支援するために、これら 2 つの用語を用いることを決定した。企業は、その開示において、自然関連の物理的リスクと自然関連の移行リスクを区別することを要求されないことになる。「結論の根拠」の BC87 項から BC91 項は、提案の理由を記述している。

(a) 本実務記述書の付録 A で提案されている定義された用語は、それらの範囲を含め、提案された要求事項を理解するうえで不可欠であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どの用語を追加又は削除すべきか、また、その理由は何か。

(b) 付録 A で提案されている用語の定義に同意するか。また、それらの定義は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。反対の場合、定義にどのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

(c) 本実務記述書が、「環境資産」ではなく「環境資源」という用語を使用すべきであるとすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

(d) 本実務記述書は、「自然関連の物理的リスク」と「自然関連の移行リスク」の両方を定義すべきであるとすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

質問 3－自然関連のリスク及び機会を識別するための TNFD の「LEAP アプローチ」

第 11 項から第 12 項は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、TNFD の「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス：LEAP アプローチ 2.0 版」（以下「『LEAP アプローチ』という。）に示されているプロセスのような、体系的なプロセスに従うことが有用であると考える場合があると指摘している。企業が開示を作成するにあたり「LEAP アプローチ」を用いることを選択する場合、IFRS S1 号の目的（IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照）を達成する上で企業を支援する方法でこれを用いることが要求されることになる。企業は、本実務記述書又は「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するために、「LEAP アプローチ」を用いることは要求されないことになる。「結論の根拠」の BC101 項から BC103 項は、提案の理由を記述している。

本実務記述書において、企業が自然関連のリスク及び機会を識別するため、TNFD の「LEAP アプローチ」の関連性を指摘するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4－所在地関連の考慮事項

本公開草案は、企業に対して、次のことを行うにあたり、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを要求することを提案している。

- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、自然関連のリスク及び機会（それらの所在地における自然の特性を含む。）を識別する（B26 項から B36 項）。
- ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）のコア・コンテンツ領域にわたり、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示する（第 15 項、第 17 項から第 18 項、第 24 項、第 26 項から第 27 項、第 31 項、第 34 項及び B37 項から B42 項）。

特に、本公開草案は、企業が自然関連のリスク及び機会に関する開示を作成するにあたり、情報を表示するための適切な地理的規模（scale）を考慮することを要求することを提案している。また、本公開草案は、IFRS S1 号 B29 項から B30 項を適用する企業に対し、自然関連開示において情報をどのように集約又は分解するかを決定する際に、所在地の特性を考慮することを要求することも提案している。

「結論の根拠」の BC104 項から BC120 項、BC146 項から BC147 項、BC149 項、BC192 項から BC193 項及び BC207 項から BC208 項は、提案の理由を記述している。

(a) 企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを要求すべきであるという提案に同意するか（B26 項から B36 項）。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 企業がガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標（targets）のコア・コンテンツ領域にわたり、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを要求すべきであるという提案に同意するか（第 15 項、第 17 項から第 18 項、第 24 項、第 26 項から第 27 項、第 31 項、第 34 項及び B37 項から B42 項）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどの側面に反対か、また、その理由は何か。

(c) 企業が自然関連開示を作成するにあたり、情報を表示する地理的規模（scale）を考慮し、情報をどのように集約又は分解するかを決定するにあたり、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを要求すべきであるという提案に同意するか（B37 項から B42 項）。概念は明確であるか。賛成又は反対の理由は何か。

© IFRS Foundation

質問 5－所在地関連の考慮事項についての設例

本公開草案は、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地に関連する情報を報告するために、企業が本実務記述書の要求事項をどのように適用することになるかを例示した 4 つの設例を含む付属ガイダンスを提案している。ISSB は、これらの設例が、企業が自然関連のリスク及び機会を識別及び評価し、所在地に関連するどの情報が重要性がある（material）情報であるかを判断し、関連する開示の作成を支援すると期待している。

本公開草案の提案された要求事項に従い、自然関連のリスク及び機会に関する開示を作成するにあたり、付属ガイダンスにおける設例が、所在地関連の考慮を支援することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 6－「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用

本公開草案は、企業に対して、次のことを行うにあたり、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮することを要求することを提案している。

- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、自然関連のリスク及び機会を識別する（B43 項から B48 項）。
- ガバナンス、戦略及びリスク管理のコア・コンテンツ領域にわたり、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示する（第 15 項、第 17 項から第 18 項及び第 26 項）。

第 17 項(b)は、自然関連のリスク及び機会の文脈において、企業と「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関する、コア・コンテンツ領域にわたる開示の対象となる人々のグループを、企業が識別することを要求することとしている。

B44 項から B46 項は、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーから構成される、社会及びステークホルダーのカテゴリーについて記述し、これらの者とのどのような相互作用が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせるか、又はそれらのリスク及び機会への対応を支援するかについて記述している。これらのカテゴリーは、TNFD フレームワークを活用している。企業は、これらのカテゴリーを用いて開示を提供することは要求されないこととなる。

「結論の根拠」の BC121 項から BC130 項、BC146 項、BC148 項、BC150 項及び BC176 項は、提案の理由について記述している。

(a) 企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮することを要求すべきであるという提案に同意するか（B43 項から B48 項）。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 企業が、ガバナンス、戦略及びリスク管理のコア・コンテンツ領域にわたり、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮することを要求すべきであるという提案に同意するか（第 15 項、第 17 項から第 18 項及び第 26 項）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどの側面に反対か、また、その理由は何か。

(c) 自然関連のリスク及び機会の文脈において、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関する、コア・コンテンツ領域にわたる開示の対象となる人々のグループを企業が識別することを要求すべきであるという提案に同意するか（第 17 項(b)）。賛成又は反対の理由は何か。

(d) 自然関連のリスク及び機会に関する開示の文脈、並びに異なる法域の文脈において、本公開草案における「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーについての記述に同意するか。また、記述は明確であるか（B44 項から B46 項）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、記述についてどのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

質問 7－戦略：自然関連のリスク及び機会への対応及び対応する計画に関する情報

第 19 項は、企業の戦略及び意思決定において、企業が自然関連のリスク及び機会に対してどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する具体的な情報を開示することを、企業に要求することになる。

ISSB は、企業が自然関連のリスク及び機会への対応及び対応する計画を移行計画という形式で体系化（organise）していない場合があることを認識している。したがって、提案は、開示を、企業の自然関連の移行計画に関する情報の提供に限定していない。むしろ、提案された要求事項は、それらの活動が移行計画の一部を構成しているかどうかにかかわらず、自然関連のリスク及び機会への企業の対応及び対応する計画に関する情報を含め、自然関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に及ぼす影響（effects）についての情報を主要な利用者に提供することを意図している。

「結論の根拠」の BC151 項から BC160 項は、提案の理由について記述している。

企業自身の戦略及び意思決定において、自然関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、及び対応する計画であるかに関する開示に、第 19 項で提案されている具体的な情報を含めることを企業に要求すべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

質問 8－戦略及びリスク管理：自然関連のシナリオ分析

第 20 項から第 24 項は、企業が、IFRS S1 号第 41 項を基礎として、自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示すること、並びにこの開示を作成するにあたり、企業のレジリエンスを評価するために自然関連のシナリオ分析を用いることを要求することになる。B49 項から B66 項は、企業がレジリエンスの評価に自然関連のシナリオ分析を用いるためのアプローチを記述している。

B49 項から B66 項の提案された要求事項は、（IFRS S2 号において示されているものと整合的に）次のプロポーショナリティのメカニズムを含んでいる。

- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いること
- 企業の状況に見合ったアプローチを自然関連のシナリオ分析に用いること

ISSB は、自然関連のリスク及び機会の特性により、自然に関する企業のレジリエンスの評価は、IFRS S2 号に記述されているレジリエンスの評価よりも、所在地固有及び資産固有となることに留意した。ISSB の見解では、自然関連のシナリオ分析の使用を要求し、分析について開示すべき情報を定めることは、自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業のビジネス・モデル及び戦略のレジリエンスを評価するにあたり、主要な利用者を支援することになる。また、ISSB は、自然関連のシナリオ分析の実務はまだ発展途上（emerging）であり、自然関連のシナリオ分析の使用は、気候関連のシナリオ分析ほど普及していないことも認識した。

本公開草案は、自然関連のシナリオ分析にはさまざまなアプローチが含まれる可能性があり、企業がとる場合があるアプローチは時間の経過とともに変化する可能性が高いと指摘している。企業は、アプローチが当該企業の状況に照らして適切である場合、定性的なシナリオの記述など、自然関連のシナリオ分析に対するより簡便なアプローチを用いる可能性がある（B64 項から B65 項）。また、本公開草案は、

© IFRS Foundation

企業が自然関連と気候関連が統合されたシナリオ分析を実施するかどうかを開示する場合があることも指摘している（第 24 項(c)(ii)）。

「結論の根拠」の BC161 項から BC174 項は、提案の理由について記述している。

(a) （提案は企業の状況に応じて異なるアプローチをとることを可能にしていることに留意して）自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する情報を提供するために、企業に自然関連のシナリオ分析の使用を要求すべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関して、本公開草案の提案に従い情報を開示することを企業に要求すべきであるという提案に同意するか（第 20 項から第 24 項）。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(c) 提案された要求事項に、B49 項から B66 項に示されているプロポーショナリティのメカニズムを含めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、シナリオ分析の文脈において、これらの項に示されているプロポーショナリティのメカニズムにどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

第 27 項は、企業が IFRS S1 号第 44 項(a)(iii)を適用するにあたり、企業が企業自身の自然関連のリスクの評価に情報をもたらすために、自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含めることを要求することになる。

第 28 項は、IFRS S1 号第 44 項(b)を適用するにあたり、企業が企業自身の自然関連の機会の識別に情報をもたらすために、自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含めることを要求することになる。（自然関連のリスクを含む、サステナビリティ関連のリスクを識別するにあたってのシナリオ分析の使用に関する情報の開示は、IFRS S1 号第 44 項(a)(ii)に従い既に要求されている。）

「結論の根拠」の BC175 項から BC178 項は、提案の理由について記述している。

(d) IFRS S1 号第 44 項(a)(iii)を適用するにあたり、企業が、企業自身の自然関連のリスクの評価に情報をもたらすために、自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報（本公開草案第 27 項(a)から(c)に列挙されている特定の情報を含む。）を含めることを企業に要求すべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) IFRS S1 号第 44 項(b)を適用するにあたり、企業が、企業自身の自然関連の機会の識別に情報をもたらすために、自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含めることを企業に要求すべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 9－指標

IFRS S1 号第 45 項は、指標及び目標（targets）に関するサステナビリティ関連財務開示の目的を示している。自然に関連して IFRS S1 号を適用する企業は、自然関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（設定した目標（targets）及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）に向けた進捗を含む。）を利用者が理解できるようにする情報を提供することにより、この目的を満たすことが要求される（「結論の根拠」BC185 項から BC187 項参照）。IFRS S1 号及び IFRS S2 号はいずれも、企業が産業別の指標を開示することを要求し、そのために産業別のガイダンス（自然関連の指標を含む。）を参照することを要求している。

本公開草案は、産業にかかわらず重要性がある（material）場合にすべての企業に適用されることになる、標準化された指標についての、主要な利用者の明確で共通の情報ニーズを ISSB が識別した領域において、新たな指標の開示を提案している。第 30 項(a)は、企業に対し、自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに自然関連の機会と整合した資産又

は事業活動の数値及びパーセンテージの開示を要求することになる。第 31 項から第 32 項は、企業がこの情報をどのように集約及び分解するかを決定するにあたり、すべての事実及び状況を考慮することを要求することになる。(例えば、企業は、資産及び活動の所在地別にこれらの指標を表示することが適切であると判断する場合がある。) 第 33 項(a)は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求するプロポーショナリティのメカニズムを示している。

「結論の根拠」の BC179 項から BC194 項は、提案の理由について記述している。

(a) 自然関連のリスクに対して脆弱な (vulnerable) 資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに関する情報を開示することを企業に要求すべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 第 33 項(a)に示されている、第 30 項(a)に関連して提案されているプロポーショナリティのメカニズムを、提案された要求事項に含めるべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案されている指標の文脈において、第 33 項(a)に示されているプロポーショナリティのメカニズムに対してどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

第 30 項(b)は、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、企業が参照し、考慮することができる新たなガイダンスの情報源として、TNFD の開示指標を導入している。企業は、これらの指標が IFRS S1 号の目的 (IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照) を達成するにあたり有用であり、かつ、その使用が「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、これらの指標を参照し、適用可能性を考慮することができる。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号とあわせて本実務記述書を適用する企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、適用可能性を考慮することが要求されることになる。ISSB の見解では、「SASB スタンダード」が自然関連のトピック及び指標をカバーする範囲、並びに「SASB スタンダード」を向上させるための進行中のプロジェクト (BC204 項で説明しているとおり) により、「SASB スタンダード」は、自然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用で産業固有の情報の開示に関する有用なガイダンスの情報源である。

企業は、IFRS S1 号第 58 項(c)及び付録 C に従い、「欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)」及び「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード (GRI スタンダード)」を参照し、考慮することが認められる。

「結論の根拠」の BC195 項から BC205 項は、提案の理由について記述している。

(c) 自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、IFRS S1 号における既存のガイダンスの情報源に加えて、IFRS S1 号の目的 (IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照) を達成するにあたり有用であり、かつその使用が「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、TNFD の開示指標を参照し、適用可能性を考慮することが認められるべきであるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(d) TNFD のグローバル中核開示指標のうち、産業にかかわらず、重要性がある (material) 場合にはすべての企業に適用されることとなる、企業に開示を要求すべき指標はあるか (例えば、総空間フットプリント、陸・淡水・海洋の利用変化の範囲、並びに水不足の地域 (areas) からの取水量及び消費水量)。ある場合、該当する指標を列挙し、それらの指標の開示を要求すべきと考える理由を説明されたい。その説明には、産業にかかわらずすべての企業に適用されると考える理由、企業への資源の提供に関する意思決定において主要な利用者にとって有用である理由、及び費用対効果が高く、適用が実行可能であると見込まれるかどうかを含められたい。

(e) 企業に開示を要求すべき、産業横断的な (すなわち、産業にかかわらず重要性がある (material) 場合に、すべての企業に適用される) その他の具体的な自然関連の指標はあるか。ある場合、それらの指標を記述し、要求すべきと考える理由を説明されたい。その説明には、産業にかかわらずすべての企業に適用されると考える理由、主要な利用者にとって意思決定にどのように有用である

© IFRS Foundation

か、並びにこれらの指標が費用対効果が高く、適用が実行可能であると見込まれるかどうか、及びその理由を含められたい。

質問 10－目標（targets）

第 34 項は、IFRS S1 号第 51 項を適用するにあたり、企業が設定しているか、又は満たすことが要求されている、それぞれの自然関連の目標（target）に関する特定の情報を含めることを企業に要求することになる。

「結論の根拠」の BC206 項から BC217 項は、提案の理由について記述している。

企業が設定しているか、又は満たすことが要求されている、それぞれの自然関連の目標（target）に関して、第 34 項に示されている特定の情報を含めることを企業に要求すべきとする提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

質問 11－基準設定の形式

ISSB は、自然関連開示についての要求事項を「実務記述書」という形式で提案している。「実務記述書」は、IFRS 財団の公表する資料（materials）において、独立の重要な（prominent）一部分であり、「基準書」の開発に用いられるのと同じデュー・プロセス及び手続の対象となる。「実務記述書」に関する公開協議の要求事項は、新しい「IFRS 基準」又は「IFRS 基準」の修正に関する要求事項と同じである。企業が「実務記述書」への準拠を主張する場合、適用が企業の財務報告に与える影響（effect）は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用と同じである。

IN6 項から IN9 項及び「結論の根拠」の BC35 項から BC47 項は、自然関連開示についての要求事項を「実務記述書」の形式で提案する理由を記述している。ISSB は、IFRS S1 号に対する修正、IFRS S2 号に対する修正又は新しい独立の「IFRS サステナビリティ開示基準」（この基準は、遠い将来の（distant）発効日を含む可能性があり、強制されない。）を含む、その他の基準設定の形式についても検討を行った。

(a) 自然関連開示についての提案された要求事項を「実務記述書」の形式で公表することが、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に対する混乱（disruption）を避ける必要性と、主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するための自然関連開示の質を改善する必要性のバランスを効果的にとることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) ISSB が、自然関連開示について提案された要求事項について、異なる形式（IFRS S1 号、IFRS S2 号の修正、又は新しい「基準書」など）で公表すべきであると考える場合、ISSB はどのような形式の基準設定を用いるべきか。またその理由は何か。次の事項について説明されたい。

 (i) 選好するアプローチが、どのように IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に対する混乱（disruption）を避ける必要性と、主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するための自然関連開示の質を改善する必要性のバランスをとるか。

 (ii) 選好するアプローチが、「実務記述書」と比較して、財務報告の質の改善、又は適用のコスト及び実行可能性に関する影響（effects）の点で、異なる結果（outcomes）をもたらすことになる理由

(c) 提案された要求事項を「基準書」の形式で公表すべきであると考える場合、当該「基準書」に発効日を設定するべきか、また、設定すべきであるとする場合、発効日はいつにすべきか。選好するアプローチは、どのように IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に対する混乱（disruption）を避ける必要性と、主要な利用者に共通の情報ニーズに対処するための自然関連開示の質を改善する必要性のバランスをとるかを含め、見解を説明されたい。

質問 12－準拠表明

第 35 項から第 38 項は、企業が本実務記述書を適用するにあたり、準拠表明を行うことを要求することになる。具体的には次のとおりである。

- サステナビリティ関連財務開示が、「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項及び本実務記述書のすべての要求事項に準拠している企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び本実務記述書に準拠している旨の明示的かつ無限定の表明を行うことが要求されることになる。
- 本実務記述書を適用する企業は、本実務記述書のすべての要求事項及び「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠していない限り、サステナビリティ関連財務開示が本実務記述書に準拠していると記述することが禁止されることになる。
- 法令により企業が情報を開示することを禁止されている場合、企業は、本実務記述書により要求される当該情報の開示を免除され、また、IFRS S1 号 B35 項に記載されているとおり、自然関連の機会に関する情報が商業上の機密に該当する場合、企業は、本実務記述書により要求される当該情報の開示を免除されることになる。

「結論の根拠」の BC218 項から BC226 項は、提案の理由について記述している。

本実務記述書への準拠表明に関する第 35 項から第 38 項の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 13－適用日及び経過措置

C1 項から C4 項は、本実務記述書が最初に利用可能となり適用される時期に関する要求事項を提案している。企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号を本実務記述書の適用開始日又はそれより前に適用している場合、当該企業は本実務記述書を適用することが認められることになる。本実務記述書の適用開始日は、企業が最初に本実務記述書を適用する日であり、それは年次報告期間の期首でなければならない。

C3 項は、企業は、本実務記述書の適用開始日より前のいかなる期間についても、本実務記述書において定められた開示を提供することは要求されないとの経過的な救済措置を示している。したがって、企業は、本実務記述書を適用する最初の年次報告期間において、本実務記述書において定められた開示について比較情報の開示は要求されないことになる。

「結論の根拠」の BC227 項から BC237 項は、提案の理由について記述している。

(a) 本実務記述書が最初に利用可能となり適用される時期に関する C1 項から C4 項の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 提案された本実務記述書の中で、他に経過的な救済措置が必要となる領域はあるか。ある場合、どのような経過的な救済措置が必要となるか。またその理由は何か。

© IFRS Foundation

質問 14－他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性

ISSB は、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を考慮して、提案された要求事項を開発した。特に、ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び「GRI スタンダード」又は ESRS を使用して自然関連開示を提供する企業を労力の重複や複雑性の追加なしで支援する方法を探究してきた。IFRS S1 号及び IFRS S2 号とあわせて本実務記述書を適用する企業は、開示すべき重要性がある（material）情報の識別を支援するために、（IFRS S1 号第 58 項(c)及び付録 C に従い、かつそれらが定める条件に従うことを条件に）ESRS 及び「GRI スタンダード」を参照し、適用可能性を考慮することが認められることになる。

「結論の根拠」の BC63 項から BC65 項、BC101 項、BC140 項、BC176 項及び BC216 項は、提案された要求事項において相互運用可能性がどのように考慮されたかを記述している。

IFRS S1 号の目的（IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照）を引き続き達成しながら、提案された要求事項と、ESRS 及び「GRI スタンダード」との相互運用可能性をさらに支援する機会はあるか。ある場合、提案された要求事項にどのような変更を加えることが考えられるか、また、それらの変更はどのように相互運用可能性をさらに支援するか。

質問 15－プロポーショナリティのメカニズム

「結論の根拠」の BC49 項から BC53 項は、IFRS S1 号、IFRS S2 号及び本実務記述書を適用する企業が利用可能な、「IFRS サステナビリティ開示基準」におけるプロポーショナリティのメカニズムを記述している。「結論の根拠」の BC54 項から BC56 項は、本実務記述書が導入するプロポーショナリティのメカニズムについて記述している。具体的には次のとおりである。

- 本公開草案の第 33 項(a)に定められた、識別した自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに識別した自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示するための要求事項に関連するプロポーショナリティのメカニズム（質問 9 参照）
- 本公開草案の B49 項から B66 項に定められた、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する情報を提供するために自然関連のシナリオ分析を用いるという要求事項に関連するプロポーショナリティのメカニズム（質問 8 参照）

提案された本実務記述書の中で、他にプロポーショナリティのメカニズムが必要となる領域はあるか。ある場合、どのようなプロポーショナリティのメカニズムが必要となるか、またその理由は何か。

© IFRS Foundation

質問 16－導入のコスト、便益及び可能性の高い影響（effects）
ISSB は、本実務記述書を導入することのコストと便益とのバランスがとれることを確実にすることを約束している。「結論の根拠」の BC238 項から BC264 項は、提案の導入にあたって予想される（anticipated）コスト、便益及び可能性の高い影響（effects）の分析を示している。 (a) 便益が本実務記述書の導入のコストを上回る可能性が高いことを含む、この分析に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、分析のどの側面に同意できないか、またその理由は何か。 (b) 提案された要求事項が自然関連開示の質の改善をもたらし、さまざまな産業及び法域の作成者が導入することが実行可能になることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案された要求事項のどの側面が複雑性又は導入上の課題に最も寄与しているか。 (c) 提案された要求事項に準拠するために企業に生じると予想される（anticipated）追加的なコストの種類又は範囲（range）についてコメントはあるか。これには、これらのコストが企業の状況又は法域により著しく（significantly）異なる可能性が高いかどうかを含む。 (d) 提案された要求事項は、合理的なコストでの保証を可能にすることに同意するか。

質問 17－その他のコメント
本公開草案で示されている提案に対して他に何かコメントがあるか。

期　限

ISSB は、2027 年 2 月 19 日までに受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン　https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/

Email　commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、そのような要求を認めるのは、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由で裏付けられている場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、アンケートへの回答又はレターを提出する前に commentletters@ifrs.org まで連絡されたい。

© IFRS Foundation

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」

目　的

1　IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」［案］の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するように企業を支援することにある[1]。

2　本実務記述書［案］は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用しなければならない（第 35 項から第 38 項及び B1 項から B7 項参照）。

位置付け

3　本実務記述書［案］は、「IFRS サステナビリティ開示基準」ではない。企業のサステナビリティ関連財務開示（自然関連財務開示を含む。）は、たとえ企業が本実務記述書［案］を適用しない場合であっても、「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠することができる。

範　囲

4　**本実務記述書［案］は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべての自然関連のリスク及び自然関連の機会に適用される。**

5　本実務記述書［案］の目的において、これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会」という。

6　自然関連のリスクは、自然関連の物理的リスク及び自然関連の移行リスクをいう。

7　**企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ない自然関連のリスク及び機会は、本実務記述書［案］の範囲外である。**

自然関連のリスク及び機会の識別

8　企業のビジネス・モデル及びその結果としての企業のキャッシュ・フローを生み出す能力（ability）は、環境資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供されるものを含む。）の質、利用可能性（availability）及び入手可能性（affordability）に依存することがある。企業の活動及びアウトプット、並びに他の要因（他者の活動及びアウトプットを含む。）は、当該企業又は他者が依存している環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）及び入手可能性（affordability）に影響を与える（affect）ことがある。企業のバリュー・チェーンを通じての依存関係及びインパクトは次の要因によって異なる。

(a)　産業、ビジネス・モデル及び活動

(b)　資産及び活動の所在地

9　環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化、並びにそれらの変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）（これらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）を含む。）も、企業の見通しに影響を与え

[1] 本実務記述書全体を通じて、「主要な利用者」と「利用者」という用語は、同じ意味で互換的に使用されている。

る（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある（B14 項から B23 項参照）。

10 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に従い、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いて、次の事項を考慮する（IFRS S1 号 B8 項から B10 項参照）。

(a) バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地（それらの所在地における自然の特性を含む。）（B26 項から B36 項参照）

(b) 当該企業の「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）（B43 項から B48 項参照）。

11 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）」によって 2026 年に公表された「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス：LEAP アプローチ 2.0 版（以下『LEAP アプローチ』という。）」において示されているプロセスのような、体系的なプロセスに従うことが有用であると考える場合がある。「LEAP アプローチ」は、次において企業を支援する可能性がある。

(a) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンを通じて、どこで自然と企業自身の相互作用が生じるかを特定し（locate）、それらの所在地における自然の特性を理解する

(b) 当該企業の関連する自然に対する依存関係及びインパクトを評価する（evaluate）

(c) 結果として生じる、当該企業の自然関連のリスク及び機会を評価する（assess）

12 企業が、見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するために「LEAP アプローチ」を用いることを選択する場合、IFRS S1 号の目的を達成するにあたり企業を支援する方法で行わなければならない（IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照）。企業は、本実務記述書［案］又は「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するために「LEAP アプローチ」を用いることは要求されない。

つながりのある情報

13 自然関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する開示を作成するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 一般目的財務報告書の利用者が、企業の自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながり、並びに当該リスク及び機会に関連する企業の監督、戦略及びリスク管理においてこれらのつながりが考慮されているか、また、考慮されている場合、どのように考慮されているかを理解できるようにする方法で情報を提供する（IFRS S1 号第 21 項(a)参照）。

(b) 情報の不必要な重複を避ける（IFRS S1 号 B42 項(b)参照）。例えば、企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に統合的に対応している場合には、自然関連及び気候関連のリスク及び機会について別個に開示を提供するのではなく、本実務記述書［案］の要求事項を満たすにあたり統合された開示を提供することによって、重複を避けることになる。

© IFRS Foundation

コア・コンテンツ

ガバナンス

14 **IFRS S1 号第 26 項に従い、ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示（自然関連財務開示を含む。）の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。**

15 IFRS S1 号第 27 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、企業の自然関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人、並びにその監督を支援する経営者が、次の事項を考慮しているかどうか、また、考慮している場合、どのように考慮しているかについての情報を含めなければならない。

(a) 自然関連のリスク及び機会に関連する所在地関連の考慮事項

(b) 企業と、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）

戦　略

16 **IFRS S1 号第 28 項に従い、戦略に関するサステナビリティ関連財務開示（自然関連財務開示を含む。）の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。**

自然関連のリスク及び機会

17 IFRS S1 号第 30 項(a)の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 自然関連のリスク又は機会の理解に関連する、所在地関連の考慮事項を説明する。例えば、企業は、リスク又は機会の理解に関連する陸域又は水域の特徴（features）（企業が原材料を調達する所在地における原材料の豊富さ又は希少性など）を説明し、企業の依存関係及びインパクトについて関連する情報を提供する必要がある場合がある。

(b) 自然関連のリスク及び機会の文脈において、企業と「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関するコア・コンテンツ領域にわたる開示の対象となる人々のグループを識別する。例えば、これらの開示は、次に関する情報を含む場合がある。

(i) 人々のグループが自身を識別するか、又は関連する法令のもとで識別される名称

(ii) 企業の対話に文脈を提供する、これらの人々のグループの所在地（例えば、法域、地域（region）又は陸域）

(iii) 企業とこれらの人々のグループとの相互作用に関連する、法令又は慣習上の権利

(c) 自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながりを説明する。（例えば、企業自身の事業において冷却のために水に依存しているエネルギー生産者は、気候変動及び事業の上流における取水量増加の複合的な影響（effects）により、河川流量の変動が大きくなり、事業が混乱（disruption）するリスクにさらされていることを説明する必要がある場合がある。）

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

18 IFRS S1 号第 32 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるような情報を含めなければならない。

(a) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に自然関連のリスク及び機会が集中しているかについて、所在地関連の考慮事項が、どのように影響を与える（affect）か。

(b) 自然関連のリスク及び機会並びに気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）が、相互に相殺又は増幅するかどうか、相殺又は増幅する場合、どのように相殺又は増幅するか。

(c) 「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの対話がある場合、その結果（outcomes）が、自然関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）にどのように関連しているか。例えば、企業は、「先住民族」又は「地域コミュニティ」が所有し、支配し、又はその他の方法で権利を有する環境資源へのアクセスを必要とする企業の活動に関連して、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（Free, Prior and Informed Consent）」を得たかどうかを開示する場合がある。

戦略及び意思決定

19 IFRS S1 号第 33 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、次の事項に関する情報を含めなければならない。

(a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、自然関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか（これらの行動が移行計画の一部を構成しているかどうかにかかわらず、企業が設定した自然関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、どのように達成する計画であるかを含む。）。この開示には、次に関する情報が含まれる場合がある。

(i) 自然関連のリスク及び機会に対処するための、資源配分を含む、企業のビジネス・モデルの現在の及び予想される（anticipated）変更（水を大量に消費する事業を管理又は廃止する計画、生態学的にセンシティブな地域（areas）における事業の変更、又は電子廃棄物などの使用済製品を回収するためのスキームの導入など）

(ii) 環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応するための現在の及び予想される（anticipated）直接的な取組み（efforts）（例えば、水使用量を削減するための生産プロセス又は設備の変更、汚染物質を回避するための製品の再配合、森林破壊された土地からの商品調達の削減、及び自然災害から施設を保護する生態系の復元を通じて）

(iii) 環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応するための現在の及び予想される（anticipated）間接的な取組み（efforts）（例えば、共同計画を通じて共通の自然関連のリスクに対処するために同じ所在地で事業を営む他の企業と協力すること、自然生息地から農業生産への転換を削減するためにサプライヤーと協力すること、及び包装廃棄物のリサイクルを増加させるために顧客と協力することを通じて）

(iv) 自然関連のリスク及び機会への企業の対応及び対応する計画に用いられた主要な（key）仮定、並びに当該企業の対応及び対応する計画が依拠する依存関係

(v) 第 34 項に従い記述された自然関連の目標（targets）を達成するための企業の計画

(b) (a)に従い開示される活動について、当該企業がどのように資源を確保しているか、また、資源を確保する計画であるか。

© IFRS Foundation

(c) 自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のトレードオフ及びシナジー。例えば、企業は次の事項を開示する場合がある。

(i) 企業の気候関連の移行リスクを緩和するために、温室効果ガス排出を削減するためのオンサイトの再生可能エネルギーの生成への企業の投資が、投資に必要な土地利用又はインフラの開発は地域の生態系、生物多様性又は土壌の質に影響を与える（affect）場合があるために、自然関連のリスクを生じさせる可能性があるというトレードオフ

(ii) 水の浄化という生態系サービスに関する依存関係から生じる自然関連のリスクを管理するために、湿地を保全する当該企業の取組み（efforts）が、同時に洪水に関連する気候関連の物理的リスクの緩和にもつながるというシナジー

(d) 企業の「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）が、自然関連のリスク及び機会への当該企業の対応及び対応する計画にどのように影響を与える（affect）か。例えば、企業はそのような対話が、自然関連のリスクを緩和し、自然関連の機会を実現するための企業のプロジェクト、製品又はサービスの設計にどのような影響を与える（affect）かを開示する場合がある。

レジリエンス

20 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、企業自身のレジリエンスを評価するにあたり、当該企業の状況に見合ったアプローチを用いて自然関連のシナリオ分析を用いなければならない。

21 B49 項から B66 項は、企業がレジリエンスの評価のために、自然関連のシナリオ分析をどのように用いるかについてのガイダンスを提供している。

22 定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲（range）を開示することができる。

23 企業は、報告日時点における、自然関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスの評価を開示しなければならない。当該開示により、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにしなければならない。

(a) 企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響（implications）がある場合、当該影響（implications）（企業が、自然関連のシナリオ分析において識別された影響（effects）に、どのように対応する必要があるかを含む。）

(b) 自然関連のリスクに対する企業自身のレジリエンスの評価において考慮された重大な（significant）不確実性の領域

(c) 環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）の変化に対して、短期、中期及び長期にわたり、企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力（capacity）。これには、次の事項を含む。

(i) 自然関連のシナリオ分析において識別された影響（effects）に対応する（自然関連のリスクに対処することを含む。）企業の既存の金融資源の利用可能性（availability）及び柔軟性

(ii) 既存の資産を再配置、再目的化（repurpose）、性能向上又は廃棄する企業の能力（ability）

(iii) 環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）の変化に対する緩和及び適応に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響（effect）

24 企業は、どのように、また、いつ、自然関連のシナリオ分析を実施したのかを開示しなければならない。これには、次の事項を含む。

(a) 企業が用いたインプット及びパラメータに関する情報。これには、次の事項を含む。

(i) 企業が分析に含めた環境資源、生態系サービス及び生態学的な状況

(ii) 企業が分析に用いた自然関連のシナリオ及びそれらのシナリオの情報源（シナリオを外部の情報源から入手したか、又は内部で所有若しくは開発したかどうかを含む。）

(iii) 分析に多様な範囲（range）の自然関連のシナリオを含めたかどうか

(iv) 企業が選択した自然関連のシナリオが、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスの評価に関連性があると判断した理由

(v) 企業が分析に用いた時間軸

(vi) 分析に含めた所在地及び企業の部分（例えば、分析が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位又は特定の地域（region））に適用されるのか）、並びに分析に含めた所在地及び企業の部分を選択するための基礎

(b) 企業が分析において置いた主要な（key）仮定。これには、次の事項に関する仮定を含む。

(i) 企業が事業を営む法域における自然関連の政策

(ii) マクロ経済のトレンド

(iii) 分析に含まれる所在地及び関連する地理的規模（scale）に結びついている変数

(iv) 技術の進展（developments）

(c) 自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスの評価と、企業の気候レジリエンスの評価との間につながりがある場合の当該つながり。例えば、企業は次の事項を開示する場合がある。

(i) 企業の自然関連のシナリオ分析で評価された自然関連のリスクが、企業の気候レジリエンスの評価で考慮された気候関連のリスク及び機会とシナジー又はトレードオフがあるかどうか

(ii) 自然関連のシナリオ分析及び気候関連のシナリオ分析を統合して実施しているかどうか

(d) 自然関連のシナリオ分析が実施された報告期間（B66 項参照）

リスク管理

25 **IFRS S1 号第 43 項に従い、リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示（自然関連財務開示を含む。）の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングする企業のプロセス（それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、統合され、情報をもたらす場合、どのように統合され、情報をもたらすかを含む。）を理解できるようにすることにある。**

26 IFRS S1 号第 44 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、次のことを行っているかどうか、また、行っている場合、どのように行っているかに関する情報を含めなければならない。

(a) 自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするにあたり、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に関連するシナジー及びトレードオフを考慮する

(b) 自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするにあたり、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮する。例えば、次のものを含める。

© IFRS Foundation

(i) 企業が用いるインプット及びパラメータの地理的規模（scale）又は生態学的規模（scale）に関する情報（B34 項及び B39 項から B40 項参照）

(ii) 企業がセンシティブな場所（sensitive locations）を識別したかどうか、及び企業がそれらを識別するために用いた規準（criteria）に関する情報（B32 項参照）

(c) 「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの対話を行う。例えば、次に関連するものを含める。

(i) これらの者が依存する環境資源の汚染又は枯渇などの、ネガティブなインパクトから生じる自然関連のリスクの識別

(ii) 企業が依存する木材の枯渇を緩和することができる伝統的な森林管理の実務を識別するために、企業が「地域コミュニティ」との対話をどのように利用しているかなどの、自然関連の機会の識別

27 IFRS S1 号第 44 項(a)(iii)の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、自然関連のリスクの影響（effects）の性質、発生可能性及び規模（magnitude）に関する評価に情報をもたらすために、企業が自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含めなければならない。これには、次の事項に関する情報を含む。

(a) 企業が用いたインプット

(b) 企業が分析において置いた主要な（key）仮定

(c) シナリオ分析が適用される企業の部分（例えば、企業全体に適用されるのか、企業の一部（特定の事業単位又は特定の資産など）のみに適用されるのか、又は適用される所在地（例えば、特定の地域（region）又は活動のサイト））

28 IFRS S1 号第 44 項(b)の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、自然関連の機会の識別に情報をもたらすために、企業が自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含めなければならない。

指標及び目標（targets）

29 **IFRS S1 号第 45 項に従い、指標及び目標（targets）に関するサステナビリティ関連財務開示（自然関連財務開示を含む。）の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した自然関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。**

30 IFRS S1 号第 46 項から第 47 項の適用に加えて、企業は、次のことを行う。

(a) 企業は、次の事項を開示しなければならない。

(i) 自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(ii) 自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(b) 企業は、次の範囲で、TNFD の開示指標を参照し、適用可能性を考慮することができる。

(i) この情報源が IFRS S1 号の目的を達成するにあたり企業を支援する（IFRS S1 号第 1 項から第 4 項参照）

(ii) この情報源が「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書［案］と矛盾しない

31 企業は、第 30 項(a)で要求される情報をどのように集約及び分解するかを決定するにあたり、すべての事実及び状況を考慮しなければならない（IFRS S1 号 B29 項から B30 項参照）。例えば、企業

は、資産及び活動の所在地ごとにこれらの指標を表示することが適切であると決定する場合がある（例えば、生物多様性にとって重要な（important）地域（areas）や、水ストレス地域（areas）、又は土壌の状態が資産の生産能力（capacity）に影響を与える（affect）地域（areas）など、センシティブな場所（sensitive locations）の周辺又はその中にある資産の数値及びパーセンテージを別個に開示すること）。

32 場合によっては、企業は、第 30 項(a)で要求される情報を複数の方法で分解することが適切であると結論付ける場合がある。

33 第 30 項(a)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる（IFRS S1 号 B8 項から B10 項参照）

(b) 自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながりを考慮する（例えば、特定の資産又は活動が自然関連のリスク及び気候関連のリスクの両方に対して脆弱である（vulnerable）かどうか）

34 IFRS S1 号第 51 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業は、企業自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した、又は法令により満たすことが要求されている、自然関連のそれぞれの目標（target）について、次の事項を含めなければならない。

(a) 目標（target）が何に関連するものであるかについての記述（例えば、企業が、大気汚染の低減、企業が依存する土壌の状態の改善、又は製品の循環性について認証されたサプライ・チェーンのシェアの増加に関連する目標（target）を有している場合がある。）

(b) 目標（target）及びその目的の所在地固有の側面に関する情報。例えば、次の事項に関する情報

(i) 目標（target）に含まれるバリュー・チェーンを通じての資産又は活動の所在地

(ii) 目標（target）が企業に固有のものであるか、又は特定の所在地における集団的な目標（target）設定及びモニタリング・プロセスの一部であるかどうか

(c) 目標（target）が法令により情報をもたらされているかどうか、また、もたらされている場合、どのようにもたらされているかに関する情報

準拠表明

35 サステナビリティ関連財務開示が「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項及び本実務記述書［案］のすべての要求事項に準拠する企業は、準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行わなければならない。企業は、本実務記述書［案］のすべての要求事項及び「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が本実務記述書［案］に準拠していると記述してはならない。

36 本実務記述書［案］は、本実務記述書［案］で要求されている情報であっても、法令によって企業が開示することを禁止している場合に、企業に当該情報を開示することを免除している。この理由で重要性がある（material）情報を省略する場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。

37 また、本実務記述書［案］は、本実務記述書［案］が要求している自然関連の機会に関する情報が、IFRS S1 号 B35 項で記述されている商業上の機密に該当する場合、当該情報を開示することを免除している。この免除を適用する企業は、

(a) IFRS S1 号 B36 項で要求される情報を提供しなければならない。

© IFRS Foundation

(b) 自然関連のリスクに関する情報に関して、又は幅広く自然関連財務情報の開示を省略する根拠として、当該免除を利用することが禁止される。

38 第 36 項から第 37 項に示されている免除を利用している企業は、本実務記述書［案］への準拠を主張することを妨げられない。

付録 A
用語の定義

この付録は、「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号」［案］の不可欠な一部であり、本実務記述書［案］の他の部分と同じ権威を有する。

生態系サービス（ecosystem services）

生態系により提供される、人間の活動に利用される経済的便益及びその他の便益への寄与。

環境資源（environmental resources）

自然環境の生物的及び非生物的な構成要素のうち、人間の活動にとっての経済的便益及びその他の便益を生み出す潜在能力を有するものをいう。環境資源は、天然資源、生態系及び大気システムにより構成される。

自然関連の機会（nature-related opportunities）

環境資源及び関連する便益（**生態系サービス**により提供される便益など）に対する企業及び他者の依存関係及びインパクトから生じる、企業に対する潜在的にポジティブな影響（effects）をいう。これらの資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）（これらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）を含む。）は、企業に自然関連の機会を生じさせる可能性がある。

自然関連の物理的リスク（nature-related physical risks）

企業が依存する**環境資源**及び関連する便益（**生態系サービス**により提供される便益など）の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化から生じるリスク。これらのリスクは、**環境資源**及び関連する便益の急性的、慢性的又は周期的な（cyclical）変化に関連している可能性がある。

自然関連のリスク（nature-related risks）

環境資源及び関連する便益（**生態系サービス**により提供される便益など）に対する企業及び他者の依存関係及びインパクトから生じる、企業に対する潜在的にネガティブな影響（effects）をいう。自然関連のリスクとは、**自然関連の物理的リスク**と**自然関連の移行リスク**をいう。

自然関連の移行リスク（nature-related transition risks）

環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）から生じるリスク。緩和し、適応するための取組み（efforts）には、それらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）が含まれる。自然関連の移行リスクには、政策的リスク、法的リスク、技術的リスク、市場リスク及びレピュテーション・リスクが含まれる。

次の用語は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の付録 A 又は IFRS S2 号「気候関連開示」の付録 A で定義されており、本実務記述書［案］において、IFRS S1 号又は IFRS S2 号で定められた意味で使用されている。

(a) ビジネス・モデル（business model）

(b) 気候関連の物理的リスク（climate-related physical risks）

© IFRS Foundation

(c) 気候関連のリスク及び機会（climate-related risks and opportunities）

(d) 気候関連の移行リスク（climate-related transition risks）

(e) 一般目的財務報告書（general purpose financial reports）

(f) IFRS サステナビリティ開示基準（IFRS Sustainability Disclosure Standards）

(g) 重要性がある情報（material information）

(h) 一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）（primary users of general purpose financial reports（primary users））

(i) 一般目的財務報告書の利用者（利用者）（users of general purpose financial reports（users））

(j) バリュー・チェーン（value chain）

© IFRS Foundation

付録 B

適用ガイダンス

この付録は、「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号」［案］の不可欠な一部であり、本実務記述書［案］の他の部分と同じ権威を有する。

「IFRSサステナビリティ開示基準」との関係（第1項から第7項）

B1　本実務記述書［案］は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用しなければならない。

B2　IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な（overarching）要求事項を示している。IFRS S1 号は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される。これには、本実務記述書［案］の範囲内における自然関連のリスク及び機会が含まれる。

B3　IFRS S1 号は、企業のサステナビリティ関連財務開示（自然関連開示を含む。）を作成するための基礎を提供している。IFRS S1 号には、次のものが含まれている。

(a)　概念的基礎 ― 例えば、投資者に焦点を当てた重要性がある（material）情報の定義及びつながりのある情報に関する要求事項

(b)　コア・コンテンツに関する開示要求 ― ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）

(c)　サステナビリティ関連財務情報の開示のための全般的要求事項（ガイダンスの情報源並びに判断、不確実性及び誤謬に関する要求事項を含む。）

(d)　企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり利用可能なプロポーショナリティのメカニズム

B4　他の「IFRS サステナビリティ開示基準」は、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して企業が開示することが要求される情報を定めている（IFRS S1 号第 7 項参照）。特に、IFRS S2 号「気候関連開示」は、IFRS S1 号の全般的な（overarching）要求事項を基礎として、気候関連のリスク及び機会に具体的に関連する要求事項を示している。

B5　同様に、本実務記述書［案］は、自然関連のリスク及び機会に具体的に適用される。本実務記述書［案］は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業が、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、自然関連のリスク及び機会（「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会」という。）に関する重要性がある（material）情報を開示することを支援するように設計されている（第 4 項参照）。

B6　本実務記述書［案］は、IFRS S1 号を補完する。本実務記述書［案］は、自然関連のリスク及び機会の文脈において、IFRS S1 号の特定の要求事項をどのように適用するかを定めている。また、自然関連のリスク及び機会に具体的に適用される追加的な要求事項（自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示するという要求事項など）を示している（第 30 項(a)参照）。

B7　本実務記述書［案］はまた、IFRS S2 号を補完する。IFRS S2 号を適用する場合、企業の気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面に関する具体的な情報を提供することが要求される。場合によ

© IFRS Foundation

っては、当該情報は、本実務記述書［案］の要求事項を満たす上で十分であり、繰り返す必要はない場合がある。他の場合には、企業は、本実務記述書［案］の要求事項を満たすにあたり、気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面に関する追加的な情報を提供する必要がある場合がある。例えば、企業が、それらのリスク及び機会の文脈において、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関する情報を提供する必要がある場合がある。

自然関連のリスク及び機会（第4項から第7項）

環境資源及び関連する便益

B8 環境資源は、天然資源、生態系及び大気システムにより構成される。環境資源は、陸、地下、大気、淡水及び海洋に存在する。

B9 天然資源は、生物資源又は非生物資源であることがあり、再生可能資源又は再生可能でない資源であることがある。天然資源の例には、植物、動物、大気、水、土壌、鉱物及び化石燃料が含まれる。森林、河川、ツンドラ、サンゴ礁又はサバンナなどの生態系は、植物、動物及び微生物が相互に、また、それらを取り巻く非生物的な環境と相互に作用することによって、生態系が全体として機能する動的な複合体である。天然資源、生態系及び大気システムのカテゴリーは相互排他的ではない。例えば、植物は天然資源であるものの、生態系の構成要素にもなる可能性がある。

B10 環境資源は、企業への便益を含む、経済活動及びその他の人間の活動にとっての便益を生み出す潜在能力を有する。生態系以外の環境資源は、例えば、大気からの風力エネルギーの供給や地下の鉱床からの鉱石の供給など、非生物学的プロセスを通じて便益を生み出す可能性がある。生態系は、インフラ及び労働（labour）などの他の資源及び関係と組み合わせて便益を生み出す。

B11 生態系サービスは、次の 3 つのカテゴリーに分類される。

(a) 供給サービス ― 作物、木材又は水などの形で、生態系から抽出又は収穫される便益に寄与するサービス。

(b) 調節及び維持サービス ― 樹木による空気のろ過、ミツバチによる受粉、又はマングローブによる水流調節若しくは気候調節などの生物学的プロセスの調節を通じて、環境条件を維持する形で便益を提供するサービス。

(c) 文化的サービス ― レクリエーション、視覚的なアメニティ又は文化的若しくは伝統的な慣行において用いられる天然資源など、人間の福利（well-being）及び文化に対して体験的で無形の便益を提供するサービス。

B12 場合によっては、環境資源が複数回にわたり便益を生み出す可能性がある。例えば、一部の金属はリサイクル可能であり、一部のエネルギー資源は再生可能である。他の場合（化石燃料の場合など）は、環境資源は、それが提供する便益が消費されると、恒久的に枯渇する。

B13 企業又は他者が依存する環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）の変化、及びそれらの変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）（これらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）を含む。）は、企業に自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。

環境資源及び関連する便益の変化

B14 企業が依存する環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）の変化は、急性的、慢性的又は周期的な（cyclical）可能性があり、さまざまな要因に関連する可能性がある。具体的には、次の事項に関連する可能性がある。

(a) 企業の活動及びアウトプット（B15 項参照）

(b) 他の企業の活動及びアウトプット並びに他の人間の活動。例えば、他の企業から放出された汚染物質若しくは他の企業から持ち込まれた侵略的な外来種で、企業の事業を混乱させる（disrupt）もの、又は政策の変更による、企業が依存する再生可能な商品の市場需要の増加。

(c) 洪水又は動植物の疾病など、発生頻度及び深刻度（severity）が変動する可能性がある自然の要因。環境資源及び関連する便益に内在する周期的な（cyclical）変動も含まれる。例えば、水力発電を行う企業は、依存する降雨量の経年変動によるリスクに直面する場合がある。

B15 企業のビジネス・モデルの運営（使用するインプット、インプットの変換に伴う活動、及びその結果生じるバリュー・チェーンを通じてのアウトプット及び結果（outcomes）を含む。）は、環境資源（生態系の範囲及び状態を含む。）の量及び質に影響を与える（affect）可能性がある。これらのインパクトは、生態系サービスの利用可能性（availability）及び質を含む、環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）及び質に影響を与える（affect）可能性がある。企業のインパクトは、陸、淡水又は海洋利用の変化、資源の利用又は補充、汚染又は汚染の除去、侵略的外来種の導入又は除去、及び気候変動に関連する可能性がある。

B16 企業が依存している環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）の変化（当該企業自身のインパクト、他者によるインパクト及び自然の要因による変化を含む。）は、企業に自然関連の物理的リスクを生じさせる可能性がある。

B17 企業自身のインパクトの結果として、当該企業が依存する環境資源の質の変化から生じる自然関連のリスクの例として、ビジネス・モデルが作物の生産を支える土壌の質に依存している企業を考える。企業の活動の結果としての土壌の劣化又は枯渇は、当該企業の事業が混乱（disruption）するリスクを生み出し、当該企業の見通しに不利な影響を与える（adversely affect）可能性がある。対照的に、資源の再生及び保全に向けて企業が講じる措置は、当該リスクを軽減し、当該企業に有利な影響を与える（affect）可能性がある。

B18 他者による生態系サービスへのインパクトの結果として、企業が依存する生態系サービスの利用可能性（availability）及び質の変化から生じる自然関連のリスクの例として、サプライヤーのコーヒー農園の周辺に生息する野生のミツバチの個体群による受粉に依存しているコーヒー生産企業を考える。ミツバチが提供する受粉サービスの利用可能性（availability）及び質は、ミツバチの生息地を提供する森林に依存する。近隣の農家が畑を拡張する、つまり土地利用が変化するにつれて、森林の範囲及びその結果としてのミツバチの個体群が減少する。ミツバチの数の減少は、それに対応して企業が依存する受粉サービスを減少させる。その結果、サプライヤーの収穫量が減少する可能性があり、これにより、新たなサプライヤーを見つけることに関連する当該企業のコストの増加につながる可能性、又はコーヒーの収穫量の減少により高い価格を負担する結果となる可能性がある。

B19 自然関連のリスクは、環境資源自体及び関連する便益の変化がなくても、生じる可能性がある。例えば、ある商品に依存している企業は、当該商品の需要が急増している市場におけるコストの上昇に直面する可能性があり、又は当該商品への企業のアクセスを制限する新たな規制により事業の混乱（disruption）に直面する可能性がある。

B20 企業は、さまざまな環境資源及び関連する便益（生態系サービスによって提供されるものを含む。）に依存し、インパクトを与える可能性があり、これらの依存関係及びインパクト、並びにそれらから生じる自然関連のリスク及び機会は、時間の経過とともに、相互に作用し、増幅させる可能性がある。例えば、木材資源への企業の依存関係は、長期的には、森林破壊など当該企業のインパクトをもたらす場合がある。また、木材事業と同じ水域に所在する事業を有する場合、この依存関係及び関連するインパクトは、時間の経過とともに、企業に水の利用可能性（availability）及び質に関連する事業の混乱（disruption）リスクを生じさせる可能性がある。

環境資源及び関連する便益の変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）

B21 環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）の変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）（これらの資源及び関連する便益を保全、復元又は

© IFRS Foundation

再生するための取組み（efforts）を含む。）は、企業に自然関連の移行リスク及び自然関連の機会を生じさせる可能性がある。このような取組み（efforts）は、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション上の要因など、企業の外部環境の要因と結びつく可能性がある。

B22 企業のインパクトの結果として、他者が依存する環境資源及び関連する便益の変化を緩和する取組み（efforts）から生じる自然関連のリスクの例として、企業自身の製造プロセスで使用するために河川集水域から水を取水する企業を考える。企業による取水は、河川の水量の減少をもたらし、下流における土砂負荷及び汚染物質の濃度の増加をもたらす可能性がある。その結果、当該企業の事業の下流に住んでいるコミュニティは、きれいな水へのアクセスが減少することになる。当該企業は、これらの影響を受ける（affected）ステークホルダーからの訴訟若しくはその他の法的請求により、事業が混乱（disruption）するリスクに直面する場合があり、又は規制上のリスクにさらされる場合がある。

B23 環境資源及び関連する便益の変化に適応するための取組み（efforts）から生じる自然関連のリスク及び機会の例として、洪水をもたらす可能性がある季節性の嵐を経験する沿岸地域（region）で不動産を開発する企業を考える。当該地域（region）のマングローブは洪水を防いでいる。当該地域（region）の規制当局は、洪水リスクに対処するための規制（requirements）を導入しており、マングローブを伐採できる範囲を制限し、新たな不動産を建設するにあたり洪水被害を受けにくい新たな資材の使用を要求している。新たな資材は、現在建設に使用されている資材よりも価格が高い。その結果、当該企業のさらなる不動産開発の計画は、マングローブの周辺又は内部の地域（areas）では制限され、建設可能な土地の価格及び資材コストが上昇する。これに対し、新たに義務付けられた工事用資材を製造する技術に投資した他の企業は、この資材に対する需要の増加によって収益（revenue）の増加を実現する場合があり、自然関連の機会をもたらす。

自然関連及び気候関連のリスク及び機会

B24 自然と気候は密接につながっている。気候変動は、環境資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供されるものを含む。）の利用可能性（availability）、質及び入手可能性（affordability）に変化をもたらす可能性がある。例えば、世界規模での気温上昇、降水量及び天候パターンのシフト、並びに海洋の酸性化は、生態系を変化させ、種の急速な移動又は変化を余儀なくさせる。森林及び湿地の生態系の劣化をもたらす土地利用の変化などの自然の劣化は、温室効果ガス排出の発生源であり、気候変動に寄与する。これに対し、自然の復元は、大気中から炭素を回収及び貯留し、気候変動の物理的な影響（effects）を緩和する生態系の能力（ability）を高める可能性がある。

B25 気候と自然との間の密接なつながりは、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会は相互に関連し、企業にシナジー及びトレードオフをもたらす可能性があることを意味する。これらのつながりは、企業が企業自身の気候関連及び自然関連のリスク及び機会をどのように識別し、評価し、管理するかに影響を与える（affect）可能性がある（例えば、企業が、自然関連及び気候関連のリスク及び機会を評価するにあたり、統合されたシナリオ分析を行う場合がある。）。これらのつながりはまた、これらのリスク及び機会に対応する企業の戦略に影響を与える（affect）可能性がある（例えば、企業が、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に対応するための統合された移行計画を策定する場合がある。）。

所在地関連の考慮事項

自然関連のリスク及び機会の識別における所在地の考慮（第 10 項(a)）

B26 自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮する。これらの所在地の特性、並びに環境資源及び関連する便益に関する依存関係及びインパクトは、企業が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会にさらされているかどうかに影響を与える（affect）可能性がある。

B27 環境資源及び関連する便益に対する依存関係及びインパクトの理解に関連し、かつ企業の自然関連のリスク及び機会の識別に関連性がある所在地の特性には、次のものが含まれる。

(a) 所在地に関連する、自然環境の特性（環境特性とも呼ばれる）

(b) 所在地に関連する、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）（B43 項から B48 項参照）

(c) 所在地に関連する法令の環境

B28 これらの特性は相互に作用する可能性があり、複数の要因が特定の自然関連のリスク又は機会に関連性がある可能性がある。

B29 自然環境の特性は、環境資源及び関連する便益の質及び利用可能性（availability）を記述する所在地の物理的属性である。例えば、水の利用可能性（availability）、森林被覆、生物多様性及び土壌の質である。これらの特性は、所在地によって異なる可能性がある。環境資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供される便益を含む。）の質及び利用可能性（availability）が所在地によって異なることは、それらの資源及び関連する便益に対する依存関係及びインパクトが、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせるかどうかを決定する。例えば、水の供給の減少による事業の混乱（disruption）に対する企業のエクスポージャーは、当該企業が水を調達する河川が干ばつに対してどの程度脆弱である（vulnerable）かによって異なる可能性がある。

B30 所在地に関連する社会的特性は、企業自身のバリュー・チェーンを通じての企業と環境資源及び関連する便益との相互作用が、同じ資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供される便益を含む。）に依存するか又はそれらに対する権利若しくは利害を有する他者に影響を与える（affect）場合、又は他者から影響を受ける（affected）場合に、自然関連のリスク及び機会が生じる可能性があるという事実に関連する。自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、これらの者との相互作用を考慮する（B43 項から B48 項参照）。バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の、これらの者に関連する所在地に対する近接性は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。

B31 所在地に関連する法令上の要因は、自然を保護、保全、再生、復元又は自然に対する負のインパクトを軽減することを意図した法令など、環境資源及び関連する便益を定める法令により、自然関連のリスク及び機会が生じる可能性があるという事実に関連する（B21 項参照）。そのような環境法令は、法域により異なる可能性がある。

B32 バリュー・チェーンを通じての一部の資産及び活動は、センシティブな場所（sensitive locations）に近接している場合がある。これらの資産及び活動のそのような場所への近接性は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。センシティブな場所（sensitive locations）には、次のものが含まれる。

(a) 水ストレス地域（areas）など、深刻な（severe）水関連の状況により特徴付けられる（characterised）地域（areas）

(b) 生物多様性にとって重要な（important）地域（areas）

(c) 生態系の完全性（integrity）が高い地域（areas）、すなわち、環境資源を保護し、生態系サービスの提供を維持するために重要な（important）地域（areas）

(d) 生態系の完全性（integrity）が急速に低下している地域（areas）

(e) 生態系サービスの提供にとって重要な（important）地域（areas）。これには、「先住民族」又は「地域コミュニティ」が環境資源からの便益を受ける地域（areas）を含む（B43 項から B48 項参照）。

B33 環境資源及び関連する便益に関する企業のインパクトは、資産及び活動の直接のサイトを越えて発生する可能性がある。資産及び活動のサイトとそれらのインパクトとの間の距離は、企業の事実及び状況によっては異なる場合がある。例えば、企業の河川の水の質及び利用可能性（availability）

© IFRS Foundation

に与えるインパクトは、当該企業が水を取水する施設の下流で発生する可能性がある。同様に、企業は、資産又は活動の直接のサイト外に存在する環境資源及び関連する便益に依存する可能性がある。例えば、河川集水域からの水に依存する企業は、上流の水域の水供給及び水質の劣化に関連するリスクにさらされる可能性がある。したがって、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、資産及び活動の直接のサイトを超えた、企業のインパクト及び依存関係を考慮する。この考慮事項は、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動に関連性がある。

B34 自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、さまざまな地理的規模（scales）における所在地の特性又は考慮の対象となる地域（area）の規模（size）を考慮する必要がある場合がある。固有の事実及び状況に応じて、適切な地理的規模（scale）は、例えば、ある地域（region）、地域（region）内の一部若しくは複数の地域（regions）にまたがる地域（area）、又は事業の特定のサイトである場合がある。企業は、特定の自然関連のリスク又は機会を識別する際に、所在地の特性を考慮すべき適切な地理的規模（scale）を決定するにあたり、判断を用いる。

B35 自然関連のリスク及び機会を識別するために、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地の特性を考慮するにあたり、企業は、品質及び詳細さ（specificity）の程度が異なるデータに依拠する必要がある可能性が高い。例えば、衛星画像をインプットとして使用している企業は、地域（regions）により異なる程度の解像度を有している場合があり、解像度が高いほどより資産に固有のデータを使用することを可能にし、解像度が低いほど詳細度がより低い評価となる。

B36 IFRS S1 号 B6 項を適用して、企業は、自然関連のリスク及び機会を識別するために、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地の特性を考慮するにあたり、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。企業は、これらの資産及び活動の所在地の関連する特性に関する情報のために網羅的な探索を行う必要はない。何が過大なコストや労力を構成するかの評価は、企業固有の状況によって異なり、企業のコスト及び労力とその結果得られる情報の利用者の便益をバランスよく考慮することが要求される。当該評価は、状況の変化に伴い、時間の経過とともに変化する可能性がある。

自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示の作成における所在地の考慮（第 14 項から第 34 項）

B37 企業は、企業自身の自然関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する開示を作成するにあたり、IFRS S1 号に定められた開示の目的を満たすことを含め、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地（当該所在地における自然の特性を含む。）を考慮する。具体的には、企業は、どのような情報を開示するか、当該情報を表示する適切な地理的規模（scale）、並びに情報の集約及び分解の適切な水準を考慮する。このような情報は、自然関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー、並びに当該リスク及び機会に対する企業の対応についての利用者の理解を支援する可能性がある。

B38 バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地の特性、並びにその結果生じる自然関連のリスク及び機会、さらには関連性がある依存関係及びインパクトの考慮事項には、企業の自然関連のリスク及び機会の理解に関連する、所在地の環境的、社会的、法令上の特性の考慮事項が含まれる。企業の自然関連のリスク及び機会の所在地固有の側面に関連する情報は、利用者が、企業の自然関連のリスク及び機会を理解できるようにしなければならない。場合によっては、関連性がある情報に、所在地の名称又は利用者が所在地を識別できるようにするその他の情報が含まれる場合もあるが、所在地の特性及び当該特性を有する所在地に対する企業のエクスポージャーの程度を記述することで十分な場合もある。例えば、企業は、次に関する情報を開示する場合がある。

(a) 改修するために重大な（significant）投資を必要とする規制を導入する法域に企業自身の製造施設がどの程度所在しているか

(b) 企業が「先住民族」とどのように対話するかに関連する、強力な規制又は執行を有する法域に、企業自身の施設が所在しているかどうか

B39 自然関連のリスク及び機会の所在地固有の側面に関する開示を作成するにあたり、企業は、当該情報を開示するための適切な地理的規模（scale）を考慮する。これには、例えば、次のものを含む。

(a) 環境的な観点からは、水関連のリスクを記述する企業は、特定の湖若しくは小川に言及する場合があれば、より大きな規模（scale）では、水域に言及する場合がある。水域は、大陸をまたがる場合もあれば、複数の国にまたがる場合もある。

(b) 社会的な観点からは、企業は、特定の法域若しくは地域（region）におけるコミュニティに関する情報を提供する場合があれば、より小さな規模（scale）では、企業が依存する森林又は河川に近接したコミュニティの記述を提供する場合がある。

(c) 法令上の観点からは、企業は、企業が依存する環境資源に影響を与える（affecting）規制が整備されている法域内の地域（regions）に言及する場合がある。

(d) サイト又は資産のレベルでは、企業は、正確な（precise）地理空間データに言及する場合がある。

B40 本実務記述書［案］は、企業が、バリュー・チェーンを通じて生じる企業自身の自然関連のリスク及び機会並びに関連する依存関係及びインパクトの所在地固有の側面に関連する情報を提供する規模（scale）を規定していない。企業が情報を提供する規模（scale）は、企業の事実及び状況によって異なる。

B41 IFRS S1 号 B29 項から B30 項を適用するにあたり、企業は、企業自身の自然関連開示において情報をどのように集約又は分解するかを決定する際に、所在地の特性を考慮する。この決定を行うにあたり、企業は、関連性がある所在地の特性、その結果生じる自然関連のリスク及び機会、並びに関連する依存関係及びインパクトが類似している程度も考慮する。例えば、企業が、原材料を調達する地域（region）の環境資源又は生態系サービスに関する企業自身のインパクト及び依存関係に関する情報が、当該地域（region）内の個々のサプライヤーの所在地に関する情報よりも利用者にとって有用であると判断する場合がある。自然関連のリスク又は機会の地理的集中度、並びに特定の所在地の資産及び活動の相対的な重要性（significance）も、当該企業が考慮すべき関連性がある要因である。これらの要因は、企業が、重要性がある（material）情報を不明瞭にしないようにするために、所在地別の情報の集約及び分解の適切な水準を決定するのに役立つ可能性がある。

B42 提供される情報の適切な規模（scale）並びに集約及び分解の適切な水準に関する企業の決定に影響を与える（affect）可能性がある要因には、次のものが含まれる。

(a) 自然関連のリスク又は機会が関連する環境資源及び関連する便益

(b) 自然関連のリスク又は機会、並びに関連する依存関係及びインパクトが関連する資産又は活動の種類

(c) 自然関連のリスクの場合、それが自然関連の物理的リスク又は自然関連の移行リスクのいずれであるか

(d) 自然関連のリスク又は機会の地理的集中度

「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（第10項(b)）

B43 自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮する。

B44 「先住民族」及び「地域コミュニティ」は、他の社会的な集団とは異なる（distinct）、自然との関係を有する。「先住民族」及び「地域コミュニティ」は、環境資源を管理するか、これらの資源に関する伝統的若しくは地域的な知識を有するか、これらの資源と強く結びついた文化的慣行を有するか、又はこれらの資源と結びついたそれぞれに識別される（distinct）権利を有していることが多い。「先住民族」の権利は、国際法及び国際基準、又は現地の法律（法域若しくは地域（regional）

© IFRS Foundation

レベルの法令など）に関連している場合がある。これらの権利には、自己決定権、土地、領土及び資源を所有し統制し使用する権利、並びに、生活、権利及び領土に影響を与える（affecting）事項について、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（Free, Prior and Informed Consent）」を与える又は留保する権利が含まれるが、これに限定されない。「地域コミュニティ」は、自らの領土内に存在している環境資源及び生態系サービスとの強固な結びつき（link）によって特徴付けられる（characterised）伝統的な生活様式を体現している。「地域コミュニティ」は、そのような資源に対して慣習的又は集団的な権利を有している場合がある。これらの関係は、リスク及び機会にさらされているバリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地により、企業に自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。例えば、企業は、「先住民族」の領土若しくは「地域コミュニティ」が慣習的な権利を有する場所又はその周辺に所在する企業自身の製造プロセスで用いる環境資源に対するアクセスが制限されるリスクに直面する可能性がある。当該企業の環境資源に対するアクセスが、「先住民族」又は「地域コミュニティ」との対話のプロセスを条件としているためである。

B45 さらに、自然関連のリスク又は機会に対する企業の対応は、「先住民族」又は「地域コミュニティ」との相互作用（対話を含む。）によって情報がもたらされる場合がある。例えば、企業が、企業自身の生産プロセスにおいて依存する原材料を保全するため、又は新たな製品を開発する機会を実現するために、「先住民族」又は「地域コミュニティ」との対話を通じて獲得した伝統的知識及び構築したパートナーシップを用いる場合がある。

B46 一部のステークホルダーは、「先住民族」又は「地域コミュニティ」のように、天然資源との伝統的若しくは文化的な結びつき（links）又はそれらに対する権利を有していないものの、企業のバリュー・チェーンを通じての自然との相互作用の影響を受ける（affected）場合がある。B22 項に例示されているように、影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用も、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。影響を受ける（affected）ステークホルダーは、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動のサイトの近辺に住んでいるコミュニティから、企業の活動から生じる水の汚染など、離れた場所に住んでいるものの、自然に対する企業のインパクトの影響を受ける（affected）コミュニティまでさまざまである（B33 項参照）。

B47 「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの企業の対話は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業を支援し、また、企業がこれらのリスク及び機会をどのように管理しているかについて情報をもたらす可能性がある。「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーと企業との相互作用（対話を含む。）に関連する情報は、当該相互作用から生じ、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会についての利用者の理解を支援する可能性がある。

B48 自然関連のリスク及び機会を識別するために IFRS S1 号 B6 項を適用するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。この要求事項は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり考慮した、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関する情報に適用される。

レジリエンス（第20項から第24項）

レジリエンスの評価に関する開示の作成に対するアプローチ

B49 第 20 項は、企業が自然関連のリスクに対する企業自身のレジリエンスを評価するにあたり、企業自身の状況に見合ったアプローチを用いて、自然関連のシナリオ分析を用いることを要求している。企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなシナリオ分析に対するアプローチを用いなければならない。B50 項から B66 項は、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスを評価するために、企業

がどのようにシナリオ分析を用いるかについてのガイダンスを提供している。具体的には、次のとおりである。

(a) B50 項から B55 項は、企業が企業自身の状況を評価するにあたり考慮するための要因を示している。

(b) B56 項から B63 項は、企業がシナリオ分析に対する適切なアプローチを決定するにあたり考慮するための要因を示している。

(c) B64 項から B66 項は、企業が時間の経過とともにシナリオ分析に対するアプローチを決定するにあたり考慮するための追加的な要因を示している。

状況の評価

B50 企業は、自然関連のシナリオ分析を実施する時点における企業の状況に見合ったアプローチを用いなければならない（B51 項参照）。企業は、企業自身の状況を評価するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 自然関連のリスクに対する企業のエクスポージャー（B52 項から B53 項参照）

(b) シナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源（B54 項から B55 項参照）

B51 企業は、企業自身の自然関連のシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価しなければならない。例えば、企業自身の戦略計画サイクルと整合するように 3 年ごとに自然関連のシナリオ分析を実施している企業（B66 項参照）は、この目的のために、その時点での企業自身の自然関連のリスクに対するエクスポージャー並びに利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を再検討することが要求されることになる。

自然関連のリスクに対するエクスポージャー

B52 企業は、自然関連のシナリオ分析に用いるアプローチを決定するにあたり、企業自身の自然関連のリスクに対するエクスポージャーを、企業自身の状況の評価において考慮しなければならない。この考慮事項は、自然関連のシナリオ分析に対する特定のアプローチを用いることによる潜在的な便益を理解するうえで、必要不可欠な文脈を提供するものである。例えば、次のとおりである。

(a) 自然関連のリスクに対するエクスポージャーの度合いが高い企業であれば、より定量的又は技術的に洗練された自然関連のシナリオ分析に対するアプローチは、当該企業及び利用者にとって、より大きな便益をもたらすこととなる。企業がさらされている自然関連のリスクがほとんどないか、比較的深刻（severe）でない場合、一般目的財務報告書の利用者は、定量的又は技術的に洗練されたシナリオ分析の便益を受ける可能性が低くなる。つまり、他のすべての条件が同じであれば、自然関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい企業ほど、技術的により洗練された形の自然関連のシナリオ分析が要求されていると企業が判断する可能性がより高くなる。

(b) 自然関連のリスクに対する企業のエクスポージャーが所在地によって異なる場合、当該企業は所在地ごとに自然関連のシナリオ分析に対するアプローチを適応する場合がある。

(c) 企業の依存関係又はインパクト並びにその結果としての自然関連のリスクに対するエクスポージャーが環境資源及び関連する便益の種類によって異なる場合、利用者及び企業にとっての便益が異なるため、企業は環境資源又は関連する便益ごとに自然関連のシナリオ分析に対するアプローチを適応する場合がある。

B53 本実務記述書［案］は、企業がさらされている自然関連のリスクを識別し（第 17 項参照）、それらのリスクを識別し、評価し、優先順位を付け、モニタリングするために企業が用いるプロセスに関する情報の開示 （第 26 項参照）を要求している。企業が第 17 項及び第 26 項に従い開示する情報

 © IFRS Foundation

は、企業自身の自然関連のリスクに対するエクスポージャーを考慮するにあたり、情報をもたらすことがある。

利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源

B54 企業は、自然関連のシナリオ分析に用いる適切なアプローチを決定するにあたり、利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を考慮しなければならない。これらのスキル、能力（capabilities）及び資源には、内部及び外部の両方のスキル、能力（capabilities）及び資源が含まれる場合がある。企業の利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源は、シナリオ分析に対する特定のアプローチによって要求される潜在的なコスト及び取組み（effort）のレベルを企業が検討するのに情報をもたらすための文脈を提供する。例えば、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスを評価するためにシナリオ分析の使用を探究し始めたばかりの企業の場合、過大なコストや労力をかけずに、このシナリオ分析のための定量的又は技術的に洗練されたアプローチを用いることができない場合がある。誤解を避けるために記すと、企業が資源を利用可能である場合、企業は必要なスキル及び能力（capabilities）を入手又は開発するための投資を行うことができる。

B55 シナリオ分析は、資源集約的である可能性があり、反復的な学習プロセスを通じて、複数の計画サイクルにわたって開発され、精緻化される場合がある。企業が自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスを評価するために、シナリオ分析を繰り返すにつれて、時間の経過とともに、このシナリオ分析に対するアプローチを強化することを可能にするスキル及び能力（capabilities）が開発される可能性が高い。例えば、企業が自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスを評価するためにシナリオ分析をまだ用いていない場合又は、そのような評価のためにシナリオ分析があまり用いられていない産業に参加している場合、企業は、企業自身のスキル及び能力（capabilities）を開発するためにより多くの時間を必要とする場合がある。

適切なアプローチの決定

B56 企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるような、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスを評価するためのシナリオ分析に対するアプローチを決定しなければならない。アプローチの決定は、企業の自然関連のリスクに対するエクスポージャー（B52 項から B53 項参照）並びに企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源（B54 項から B55 項参照）の評価に基づいて行わなければならない。そのような決定を行うことには、次の事項を伴う。

(a) シナリオ分析に対するインプットの選択（B59 項から B61 項参照）

(b) シナリオ分析をどのように実施するかについて分析上の選択を行うこと（B62 項から B63 項参照）

B57 合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報が含まれる。また、定量的又は定性的情報並びに外部の情報源から入手した情報又は内部で所有若しくは開発した情報も含まれる。

B58 企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるように、インプット及び分析上の選択の組合せを決定するために判断を用いることが必要となる。要求される判断の程度は、詳細な情報の利用可能性（availability）に依存する。時間軸が長くなり、詳細な情報の利用可能性（availability）が低下するに従い、要求される判断の程度は高くなる。

インプットの選択

B59 企業が自然関連のリスクに対するレジリエンスを評価するためにシナリオ分析に用いるインプットを選択するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報（シナリオ、変数及びその他のインプットを含む。）を考慮しな

ければならない。シナリオ分析に用いられるインプットは、定量的又は定性的情報並びに外部の情報源から入手した情報又は内部で開発した情報が含まれる場合がある。例えば、権威ある情報源から一般に利用可能な自然関連のシナリオで、将来のトレンド及びもっともらしい（plausible）結果（outcome）を記述しているものは、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能とみなされる。

B60 自然関連のシナリオ分析に用いるシナリオ、変数及びその他のインプットを選択するにあたり、企業は、例えば、企業の自然関連のリスクを対象とする、権威ある情報源から一般にかつ自由に利用可能な、1 つ以上のシナリオを用いる場合がある。そのようなシナリオには、自然関連のシナリオと気候関連のシナリオを統合したものが含まれる。企業は、特定のシナリオ又はシナリオのセットを用いるにあたり、合理的で裏付け可能な基礎を有していなければならない。例えば、次のとおりである。

(a) 企業は、特定の天然資源又は環境資源のセットに依存する事業を有する場合がある。その場合、当該企業は、それらの環境資源に関連する発生要因（drivers）及びリスクと整合的なシナリオを用いて分析を実施することが適切であると決定する場合がある。

(b) 企業は、局地化された自然関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい法域に地理的に集中して事業を有する場合がある。その場合、当該企業は、所在地に合わせて、規制及び所在地の環境条件を考慮した自然関連のシナリオを用いて分析を実施することが適切であると決定する場合がある。

(c) 企業は、局地化されていない自然関連のリスクに対する大きなエクスポージャーを有する場合がある。その場合、当該企業は、自然関連の国際協定と整合的なシナリオなど、グローバル化された、地域（regional）又はセクター別の自然関連のシナリオを用いて分析を実施することが適切であると決定する場合がある。

(d) 企業は、一般にかつ自由に利用可能な権威ある情報源が、自然関連のリスクの評価のために適切な規模（scale）で対象としていない地域（region）に事業を有する場合がある。その場合、当該企業は、企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を条件に、カスタマイズされたシナリオを開発する場合がある（B54 項から B55 項参照）。

B61 企業は、選択されたインプットが合理的で裏付け可能であるかどうかを検討するにあたり、一般目的財務報告書の利用者が、自然関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示することを要求している第 20 項の目的を考慮しなければならない。したがって、このシナリオ分析に対するインプットは、例えば企業が行う特定の活動及びそれらの地理的な所在地など、企業の状況に関連性があるものでなければならない。

分析上の選択の実施

B62 自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスの評価は、シナリオ分析に対する個々のインプットのみならず、分析を実施するにあたりそれらのインプットを組み合わせて得られる情報によっても情報がもたらされる。企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるように、分析上の選択（例えば、定性的な分析を用いるか、定量的なモデル化を用いるか）に優先順位を付けなければならない。

B63 定量的情報によって、企業は、自然関連のリスクに対するレジリエンスについて、より頑健な評価を実施することができるようになることが多い。しかし、定性的情報（シナリオの記述を含む。）も、単独でも定量的データと組み合わせても、企業の自然関連のリスクに対するレジリエンスの評価に関して合理的で裏付け可能な基礎を提供することがある。

追加の考慮事項

B64 自然関連のシナリオ分析は、実務が進化しているため、企業が用いるアプローチは時間の経過とともに変化する可能性が高い。B50 項から B55 項において記述されているとおり、企業は、自然関連

© IFRS Foundation

のリスクに対する企業のエクスポージャー並びにシナリオ分析のために利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を含む、企業の具体的な状況に基づいて、そのようなシナリオ分析に対するアプローチを決定しなければならない。また、それらの状況は、時間の経過とともに変化する可能性が高い。したがって、企業のこのシナリオ分析に対するアプローチは、報告期間又は戦略計画サイクルの間で同じである必要はない（B66 項参照）。

B65 企業は、当該企業の状況に照らして適切なアプローチである場合、自然関連のシナリオ分析に対して、定性的なシナリオの記述など、より簡便なアプローチを用いることがある。例えば、企業が現在、定量的な自然関連のシナリオ分析を実施するスキル、能力（capabilities）又は資源を有していないものの、自然関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい場合、当初は自然関連のシナリオ分析に対してより簡便なアプローチを用いることがあるものの、経験を通じて能力（capabilities）を積み重ね、時間の経過とともに、自然関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用することになる。自然関連のリスクに対するエクスポージャーが大きく、必要なスキル、能力（capabilities）又は資源を利用できる企業は、自然関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用することが要求される。

B66 第 20 項は、各報告日時点で自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する情報を開示することを企業に要求しているが、企業は、複数年の戦略計画サイクル（例えば、3 年から 5 年ごと）を含む戦略計画サイクルに沿って、シナリオ分析を実施する場合がある。そのため、企業が毎年、シナリオ分析を実施していない場合、報告期間によっては、第 24 項に従った企業の開示が、前報告期間から変更されないことがある。企業は、最低限、企業自身の戦略計画サイクルに沿って、シナリオ分析を更新しなければならない。しかし、自然関連の不確実性が企業のビジネス・モデル及び戦略に与える影響（implications）に関する更新された洞察を反映するため、企業のレジリエンスの評価は毎年実施することが要求される。したがって、第23項に従った企業の開示、すなわち、企業のレジリエンス評価の結果（results）は、各報告期間に更新されなければならない。

付録 C

適用日及び経過措置

この付録は、「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号」［案］の不可欠な一部であり、本実務記述書［案］の他の部分と同じ権威を有する。

適用日

C1　企業は、本実務記述書［案］の適用開始日又はそれより前に、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を適用している場合に、本実務記述書［案］を適用することが認められる（第 3 項参照）。本実務記述書［案］の適用開始日は、企業が最初に本実務記述書［案］を適用する日であり、それは年次報告期間の期首でなければならない。

C2　本実務記述書［案］は**[公表日を挿入]**から利用可能である。

経過措置

C3　企業は、本実務記述書［案］の適用開始日より前のいかなる期間についても、本実務記述書［案］において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業は、本実務記述書［案］を適用する最初の年次報告期間において、本実務記述書［案］で定められた開示について比較情報の開示は要求されない。

C4　誤解を避けるために記すと、本実務記述書［案］の適用開始日において、C3 項の経過的な救済措置は「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される比較情報の開示には適用されない。

© IFRS Foundation

2026 年 10 月に公表された「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」［案］の ISSB による承認

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」［案］は、国際サステナビリティ基準審議会の 12 名のメンバーすべてにより公表が承認された。

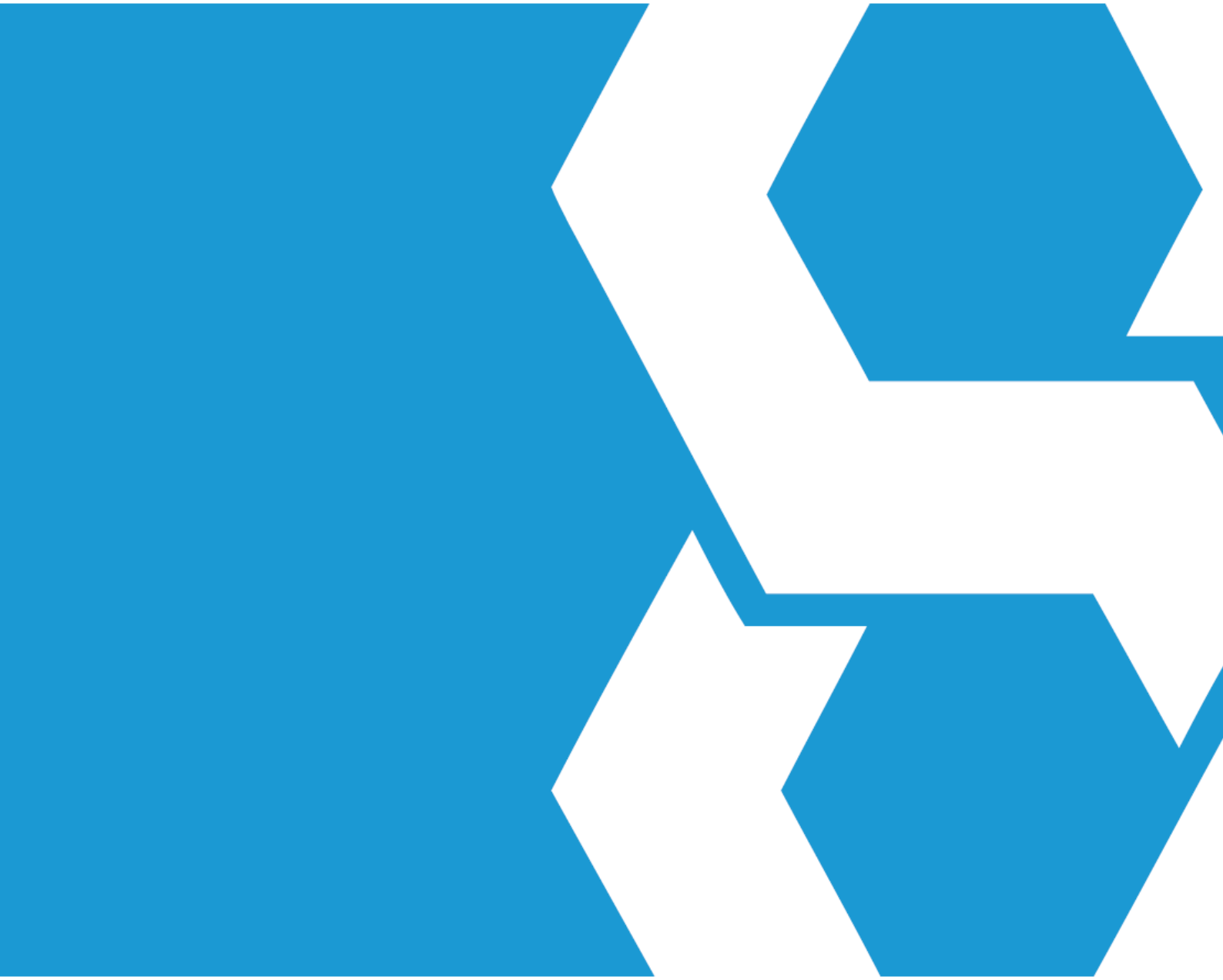
エマニュエル・ファベール	議長
ジンドン・ファ	副議長
スザンヌ・ロイド	副議長
リチャード・バーカー	
ジェニー・ボフィンガー＝シュスター	
ベリティ・チェガー	
ジェフリー・ヘイルズ	
小森　博司	
ビン・レン	
ンディディ・ンノリ＝エドジェン	
ベロニカ・ポンチェバ	
エリザベス・シーガー	



Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including ‘FSA®’, ‘IASB®’, ‘IFRS®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘ISSB®’, and ‘SASB®’. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.